

|               |
|---------------|
| 入札情報          |
| R 7 公募型指名競争入札 |
| (期間入札)        |
| S C - 0 2     |

公表日 令和7年 6月23日

次により、公募型指名競争入札(期間入札)を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則、高松市契約事務処理要綱、高松市公募型指名競争入札試行要領、入札参加者の心得、契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類をFAXで送信してください。

なお、提出された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、参加申請書の受信が直ちに指名につながるものではありません。

公募型指名競争入札の解説など

- ・入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
- ・市の関係規程は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページ「事業者の方」→「入札・契約情報」→「契約監理課ホームページ」→「契約事務全般など」に掲載しています。
- ・参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を令和7年6月27日(金)までに、高松市西部クリーンセンターに提出する必要があります。御注意ください。

|              |   |
|--------------|---|
| 1 業務名        | 高松市西部クリーンセンター精密機能検査業務委託                                 |
| 2 履行場所       | 高松市川部町地内  |
| 3 履行期間       | 契約締結日から令和8年3月25日まで                                      |
| 4 最低制限価格     | 設定しない   |
| 5 予定価格（税抜価格） | 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がある場合に開札後に公表する。            |
| 6 入札保証金      | 要しない  |
| 7 契約保証金      | 要する（契約金額の100分の10以上とする。）<br>ただし、高松市契約規則第24条各号に該当する場合は免除。 |
| 8 支払条件       | (1) 前金払 有り<br>(2) 部分払 無し<br>(3) しゅん工払 有り                |

|              |  |
|--------------|--|
| 9 入札参加条件     | <p>(1) 申請日現在、高松市の測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。</p> <p>(2) 高松市指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 過去15年以内に完了した次の履行実績を有すること。（発注機関は高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準に記載のものに限る。）</p> <p style="padding-left: 2em;">清掃施設又はこれに類する施設（発注者が認めた施設に限る。）において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第5条の規定に基づく精密機能検査において、契約金額400万円以上の履行実績を有すること。なお、10で求める実績調書に入札参加条件に適合する実績の履行内容が確認できる図書（契約書及び仕様書等）を添付すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、技術士法に基づく、衛生工学部門（廃棄物・資源循環）又は、総合技術管理部門（衛生工学：廃棄物・資源循環）に登録している技術士が入札参加以前3ヶ月以上直接雇用関係にあり、本業務の管理技術者又は、照査技術者として配置できること。</p> <p style="padding-left: 2em;">[この契約金額（設計変更は変更後契約金額）は、消費税及び地方消費税を除いた金額をいう。]</p> <p>(4) 入札参加有資格者が入札までに入札条件を満たさなくなつたときは、入札に参加できない。</p> |
| 10 入札参加申請    | <p>入札参加を希望する者は、参加申請書(指定様式)に9入札参加条件(3)を満たすことを明らかにできる書類を添付し、持参、郵送又はFAXで高松市西部クリーンセンターに提出すること。</p> <p>申請受付FAX番号 087-885-9421</p> <p>※ FAXで送信した場合は、受信確認のため、送信後、送信した旨の連絡を参加申請書提出期間中の午前8時30分から午後5時15分までに電話連絡すること(電話番号 087-885-2727)。</p>  |
| 11 参加申請書提出期間 | 令和7年6月23日(月)午前8時30分から<br>令和7年6月27日(金)午後5時15分まで   |
| 12 指名(非指名)通知 | <p>(1) 通知は、令和7年7月1日(火)までにFAXで送信する。</p> <p>(2) 指名した者には入札通知書を、指名しなかった者には指名しなかった理由を送信する。</p>  |

|                  |   |
|------------------|---|
| 13 質問及び回答        | <p>(1) 本業務の内容に質問がある場合は、令和7年7月3日(木)正午までに質問書を高松市西部クリーンセンターにFAXで送信すること。<br/>質問受付FAX番号：087-885-9421</p> <p>(2) 質問書受付後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり公表します。なお、質問及び回答が公表された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、入札しなければならない。</p> <p>ア 公表期間 令和7年7月4日(金)から7月11日(金)まで<br/>イ 公表方法 指名した者にFAXを送信する。</p> |
| 14 入札書の提出期間及び提出先 | <p>提出期間 令和7年7月7日(月)から7月11日(金)<br/>提出先 高松市西部クリーンセンター 管理係</p> <p>(1) 持参の場合<br/>上記のうち、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までに提出</p> <p>(2) 郵送の場合<br/>上記提出期間の最終日の午後5時15分までに必着</p>   |
| 15 開札            | 日時 令和7年7月14日(月) 午前10時   |
|                  | 場所 高松市西部クリーンセンター 小会議室   |
| 16 開札の立会い        | 原則として、入札者の立会いは求めない。   |
| 17 再度入札          | <p>提出期間 令和7年7月15日(火)～令和7年7月17日(木)<br/>提出先 高松市西部クリーンセンター</p> <p>(1) 持参の場合<br/>午前8時30分から午後5時15分までに提出</p> <p>(2) 郵送の場合<br/>上記提出期間の最終日の午後5時15分までに必着<br/>開札日時 令和7年7月18日(金) 10時</p>   |
|                  |   |
| 18 その他           | 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。   |
| 19 問い合わせ先        | <p>〒761-8046 高松市川部町930番地1<br/>高松市西部クリーンセンター 管理係<br/>TEL：087-885-2727<br/>FAX：087-885-9421</p>   |

#### 【注意事項】

- (1) 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。  
この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。

- (2) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第164条の4、高松市契約規則第17条において準用する同規則第5条及び第12条の4、「積算内訳書の作成方法及び注意事項」、高松市期間入札試行要領、期間入札(試行)に関する留意事項並びに「入札参加者の心得」による。
- (2)の2 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領及び期間入札(試行)に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。特に、同留意事項は、「別記(入札書を提出する際のチェックポイント)」を始め、重要事項を記載している。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(全契約期間における総額とする。)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、この契約を何ら変更することなく業務委託料に相当額を加減して支払うものとする。
- (4) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。
- (5) 契約保証金 次に定めるところによる。
- ア 落札者は、契約の締結時に、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき高松市契約規則第23条第2項において規定する担保を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- イ 契約保証金には利子を付さないものとする。
- ウ 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供的な担保は、市に帰属する。
- (6) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。
- (7) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによる。したがって、落札者は、落札決定後5日以内に、記名押印した契約書を持参により提出しなければならない。
- (8) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

## 【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を次のとおり定め公表しています、御留意ください。

### 高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののはほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
  - (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
  - (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
  - (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
  - (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
  - (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
  - (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
  - (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

## 【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

もっと高松トップページ (<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>)

事業者の方》入札・契約情報》契約監理課ホームページ

## 【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます。

※同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出  
(原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。)

⇒メールアドレス : naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

## 【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10

時から翌日の午前 5 時まで) に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

- (2) 雇入れの日から起算して 6 か月間継続勤務し、全労働の 8 割以上出勤した労働者に対して、最低 10 日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月 1 回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

#### 【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。

#### 【その他】

令和 4 年 1 月 1 日から、行政手続きに係る押印等の見直しに伴い、入札書等の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とします。

押印のない入札書を提出する場合は、入札書の余白に、責任者（事務を担当する部門の長）の氏名及び担当者の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として法人の電話番号（固定電話。）を記載してください。

なお、押印がなく、前述の記載がない場合は、無効となります。

また、訂正する可能性がある場合は、代表者印又は委任を受けた者の印鑑を押印し、住所、商号又は名称、代表者氏名、入札金額、案件名及び年月日を記載の上、提出してください。

ただし、金額の訂正を行った場合は、当該入札書を無効として取扱います。